

足立区ユニバーサルデザイン推進会議 会議概要

会 議 名	第 3 7 回足立区ユニバーサルデザイン推進会議		
事 務 局	都市建設部都市建設課、ユニバーサルデザイン担当課、 総務部総務課、福祉部障がい福祉課		
開催年月日	令和 6 年 5 月 1 0 日（金）		
開 催 時 間	午後 2 時 0 0 分 ～ 午後 3 時 2 4 分		
開 催 場 所	足立区役所 中央館 8 階 特別会議室		
区長の出席	有 無		
出 席 者	会長 八藤後 猛 委員	署名委員 山田 あすか 委員	内藤 久子 委員
	金子 孝一郎 委員	長澤 陽子 委員	田中 功一 委員
	楨野 浩 委員	猿田 純 委員	相澤 修 委員
	渡部 郁子 委員	都市建設部長 真鍋 兼 委員	障がい福祉課長 長門 忠雄 委員
欠 席 者	村田 雅利 委員	金井 秀之 委員	多様性社会推進課長 小木曾 弘規 委員
関係区職員	事 務 局		
	UD 担当課長 安岡 毅	UD 担当係長 辻井 隆伸	UD 調整担当係長 森田 充
	UD 担当 薄井 風弥		
資 料	第 3 7 回足立区ユニバーサルデザイン推進会議の開催について 第 3 7 回足立区ユニバーサルデザイン推進会議会場案内図（中央館 8 階特別会議室） 第 3 7 回足立区ユニバーサルデザイン推進会議座席表 第 3 7 回足立区ユニバーサルデザイン推進会議次第 足立区ユニバーサルデザイン推進会議委員名簿（案） （令和 6 年度） ・資料 1 ・資料 2 第 3 6 回足立区ユニバーサルデザイン推進会議会議議事録 ・資料 3 令和 6 年度の年間スケジュール ・資料 4 「令和 5 年度実施事業」の評価方法（案）		

	・資料５－１ 令和５年度実施事業個別施策及び評価候補一覧表 ・資料５－２ 区が実施する個別施策の評価結果の年度別推移一覧表 ・資料６ 足立区ユニバーサルデザイン推進会議評価部会名簿（案） ・資料７ 施策・事業評価要領（案） ・資料８ 施策・事業の事前評価記入表（案） ・資料９ 「事業者による合理的配慮の提供」の法的義務化を受けた区施策の状況整理
そ の 他	傍聴人：有・☒無（ 人） その他の参加者：有・☒無

(審議経過)

開会

○安岡UD担当課長 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、第37回足立区ユニバーサルデザイン推進会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます。都市建設部ユニバーサルデザイン担当課長の安岡と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

本日の会議は、当会場とウェブの併用による会議を予定しておりましたが、ご出席予定の委員の方は、全て会場にお越しいただく予定となっております。

また、会議時間は1時間半から2時間程度を予定しております。効率的な会議とするため、一部の議事につきましては説明を割愛し、配布資料の確認のみとさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続いて、皆様に2点ほどご連絡がございます。

まず、本日の会議記録作成のため、委託事業者が会議の内容について録音させていただきます。併せて、本日の記録のため背後から会議中の写真撮影をさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

次に、マイクの使い方についてご案内させていただきます。皆様の席上マイクでございますが、手前のボタンを押していただきますとスイッチが入り、マイクの部分が赤く光ります。ご発言の際にスイッチを入れて、所属、お名前を名乗っていただき、ご発言をお願いいたします。このとき、感度が悪い場合がございますので、マイクの近くで発言くださいますようお願いいたします。ご発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押してスイッチをお切りいただきますようお願い申し上げます。

続いて、本日の資料確認をさせていただきます。

事前にお送りし、本日お持ちいただいた資料でございます。

まず、第37回足立区ユニバーサルデザイン推進会議の開催について。裏面に第37回

足立区ユニバーサルデザイン推進会議会場案内図（中央館8階特別会議室）。

第37回足立区ユニバーサルデザイン推進会議座席表。

第37回足立区ユニバーサルデザイン推進会議次第。

資料1「足立区ユニバーサルデザイン推進会議委員名簿（案）（令和6年度）」。

資料2「足立区ユニバーサルデザイン推進会議会議概要（第36回足立区ユニバーサルデザイン推進会議）」、これは前回の議事録になります。

資料3「令和6年度年間スケジュール」。こちらにつきましては事前にお配りしました資料に誤植があったため、席上配付のものに差し替えさせていただきました。申し訳ございません。

次に、資料4「令和5年度実施事業の評価方法（案）」。

資料5-1「令和5年度実施事業個別施策及び評価候補一覧表」。

資料5-2「区が実施する個別施策の評価結果の年度別推移一覧表」。

資料6「足立区ユニバーサルデザイン推進会議評価部会名簿（案）」。

資料7「施策・事業評価要領（案）」。

資料8「施策・事業の事前評価記入表（案）」。

資料9「『事業者による合理的配慮の提供』の法的義務化を受けた区施策の状況整理」。

以上が本日の会議資料でございます。

不足や落丁等がございましたら、事務局までお申しつけください。——よろしいでしょうか。

続きまして、資料1「足立区ユニバーサルデザイン推進会議委員名簿（案）（令和6年度）」をご覧ください。

令和6年度から一部委員に変更がございました。私から変更となった委員のお名前をお呼びしますので、ご起立いただきますようお願い申し上げます。

それでは、名簿順にお呼びいたします。

事業者代表、足立区建設業協会幹事、榎野浩様です。

○榎野委員 榎野でございます。よろしくお願いいたします。

○安岡UD担当課長 続きまして、足立区職員、多様性社会推進課長の小木曾です。本日

は所用のため欠席となっております。

続きまして、足立区職員、障がい福祉課長の長門です。

○長門委員 障がい福祉課長の長門と申します。よろしくお願いいたします。

○安岡UD担当課長 変更で委員となられた皆様の任期は前任者の残任期の1年間、令和7年3月31日までとなっております。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の推進会議ですが、定数15名のところ、過半数以上の12名の出席をいただいております、会議が有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、推進会議の開会に当たりまして、八藤後会長からご挨拶をお願いいたします。

八藤後会長、よろしくお願いいたします。

○八藤後会長 皆さん、こんにちは。お暑いんですね。昨日だったらまた別のことを言っていたと思いますけれども、体調を崩さないようにしていただければと、これは主に自分に言っているのですけれども、いかがでしょうか。

今日は、議事次第などを見てもお分かりのように、この会議のメインイベントであります前年度の行政評価をするという、その前段階に当たりますが、その評価をどういうふうにやろうかということを検討するというところで、昨年やっていた方は、いろいろ問題点などを感じているところもあったのではないかなと思います。また事務局のほうでもいろいろ考えていただいて、今日は案をつくっていただいたようですが、どうか積極的にご意見を頂きまして、よりよい評価が次回以降できるようにしたいと思います。どうか本日もよろしくお願いいたします。

○安岡UD担当課長 八藤後会長、ありがとうございました。

それでは、ここからの議事進行は、足立区ユニバーサルデザインまちづくり条例施行規則第6条第2項に基づき、八藤後会長をお願いいたします。

八藤後会長、よろしくお願いいたします。

○八藤後会長 ということで、早速、皆様よろしくお願いいたします。

いつものように事務局に確認をいたします。本日の会議の到達目標はどこまでになりますでしょうか。

○安岡UD担当課長 それでは、説明させていただきます。

本日の会議の到達目標でございますけれども、お手元の第37回足立区ユニバーサルデザイン推進会議次第をご覧ください。

到達目標は主に2点ございます。

1点目は、議事の審議・承認事項(3)の「令和5年度実施施策・事業の評価方法について」でございます。こちらは、評価の仕方について、昨年度と同様の方法でよろしいかなどや評価する施策の選定作業となります。

2点目は、審議・承認事項(4)の「評価部会における委員と施策・事業の振り分けについて」になります。こちらは、第一、第二評価部会にそれぞれ振り分けられる委員の確定、評価資料の見方や事前評価記入表についての説明となります。

以上です。

○八藤後会長 分かりました。

それでは、その辺の部分の念頭に入れて会議を進めていきたいと思います。

審議・承認事項(1)第36回会議結果の報告と第37回議事録の署名人について

○八藤後会長 それでは、次第の3、議事の審議・承認事項(1)「第36回推進会議議事録の承認と第37回推進会議議事録の署名人について」に入ります。

先ほど安岡課長より、時間短縮のため一部議事の説明を割愛したいとの提案がありました。第36回ユニバーサルデザイン推進会議の議事録について、今回は時間短縮のため説明は省略いたしまして、委員の皆様それぞれご一読いただくということでよろしいでしょうか。

(各委員より、異議なしの了承)

○八藤後会長 ありがとうございます。

では、ご承認いただいたということで進めさせていただきます。

続きまして、議事録の署名人につきまして説明させていただきます。

足立区ユニバーサルデザインのまちづくり条例施行規則第10条に、推進会議の議事録を作成し保存すること、また議事録は会長及び会長が指名する委員が署名することが定められています。

つきましては、本日のユニバーサルデザイン推進会議の議事録の署名人について私から指名させていただきます。

いつも申し訳ないのですが、私と、山田副会長、よろしゅうございますでしょうか。

○山田副会長 はい、分かりました。

○八藤後会長 ご承諾いただいたようでございます。どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

審議・承認事項（２）今後のスケジュールについて

○八藤後会長 それでは、議事の審議・承認事項（２）の「今後のスケジュールについて」、事務局から説明をお願いします。

○安岡UD担当課長 それでは、資料３をご覧ください。

こちらが前回の推進会議でご承認いただきました令和６年度の年間スケジュールでございます。例年と同様に、年度の上半期は事業の実施報告書の確認と事前評価を行います。その後、昨年より１か月ほど前倒しいたしまして１０月に評価部会を開催いたしまして、下半期に報告書を取りまとめる流れとなっております。

ただ、各所管の次年度の事業内容や予算に反映できるようにしたいと考えておりますので、年内には評価を取りまとめ、速報版として各所管に報告したいと考えております。引き続きスピーディーな進行管理に努めてまいります。

また、現在の委員の皆様が令和７年３月までとなっておりますので、区民委員の公募選考会を上半期に予定しております。

なお、評価部会は１０月９日（水曜日）及び１０月１０日（木曜日）、第３８回の会議は１２月１８日（水曜日）、第３９回会議は令和７年３月頃の予定となっております。詳細な進行スケジュールや会場等のご案内については、後日連絡させていただきます。また、必要があれば事前説明を行いたいと考えております。

以上となります。

○八藤後会長 ありがとうございます。

それでは、今後のスケジュールについて、委員の皆様、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。——よろしゅうございますか。

では、そういうことで進められると思います。

審議・承認事項（３）令和５年度実施施策・事業の評価方法について

○八藤後会長 それでは、審議・承認事項（３）の「令和５年度実施施策・事業の評価方法に

ついて」、事務局から説明をお願いいたします。

○安岡UD担当課長 それでは、「令和５年度実施施策・事業の評価方法について」、資料４をご覧ください。

評価の進め方につきましては、昨年度と同様に、全３１施策の評価対象から半分程度に絞って行いたいと考えております。

資料５－１をご覧ください。

基本的な考え方といたしまして、資料５－１の全３１施策を分野別に分類した１３施策群の中から代表的な施策を１つ選出し、そのほかにも必要に応じて、委員が評価することが適当と思える施策を数点選んでいただけたらと考えております。

評価方法の抜本的な変更につきましては、次年度の令和７年度にユニバーサルデザイン推進計画の次期改定を予定しております。そのため、それに合わせて検討していきたいと考えております。

引き続き、資料５－１をご覧ください。

黄色の網かけが評価候補の１３施策群の代表施策と昨年度委員が追加した３施策になります。委員が追加した施策は、表の「ひとづくり」の中の施策番号１－（２）－②「児童・生徒への国際理解教育の推進」（地域調整課）、続きまして「くらしづくり」の中から、施策番号２－（３）－②「ユニバーサルデザイン製品の開発支援」（産業振興課）、３番目が一番下にあります「しくみづくり」の中から、施策番号４－（２）－③「だれもが利用しやすい電子情報の作成」（報道広報課、区議会事務局）になります。

また、資料５－２が過去の評価結果の年度別推移の一覧表になります。

説明は以上となります。

○八藤後会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見等を伺いたいと思いますが、前回やったときの感想というような感じの意見でも結構でございます。ちょっと時間を置きますので、よろしければご発言ください。

○山田副会長 山田です。

項目がこれでよろしいかということで、増やすも減らすも、いずれも意見があればということですか。

○安岡UD担当課長 この会議で決めることとなりますので、ご意見を頂いた形で反映

させていただきたいと思います。

○山田副会長 分かりました。

第二評価部会のほうなのですが、4－(2)－③「だれもが利用しやすい電子情報の作成」、この辺なのですけれども、いつも評価委員会としてコメントすべき内容に乏しいところがありまして、大きく変更がなければ、7年度で改定があったタイミングでもいいんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。例えば議会の情報の掲載についても閲覧数が必ずしも重要なわけではなく、載せていること自体が重要であって、評価指標が数量的変動として意味をなさないといった状況で大きな変化もなく、さりとてそれが不適切というわけでもなく評価業務の必要性を現時点ではほぼ感じません。

昨年度の状況で、「分かりやすい日本語にする」とか「多言語の対応が」といった変更をされ、評価業務としての意味もある報道広報課さんと、区議会事務局さんが同じ項目で評価されます。すると「議会の情報は必要な通りきちんとアップされていますよ。だから広報課さん5と区議会事務局さん3で総合評価4」から、もはや動かずといった状況が数年間続いている感じなのですけれども、いかがでしょうか。

○山田副会長 大きく変更することがないのであれば評価業務も整理していいんじゃないかなと思っております。前回の議事録にも載せたことですが、評価疲れも危惧しております。

○八藤後会長 ありがとうございます。

事務局のほうはいかがでしょう。

○安岡UD担当課長 今、副会長からご提案いただいたのは、施策群で言いますと「だれにでも伝わる情報を作成・発信する」という項目自体で特に選ばなくてもいいということではよろしいわけですね。委員の皆様がご賛同いただければ、そうさせていただければと思います。

○八藤後会長 それは後で決を採るというか、もう一度確認いたしますので、引き続きご意見等あればおっしゃってください。

記憶にある限り、減らすというのはなかなか難しいというか、勇気が要るのですよね。ちょっと増えてきて、これじゃいけないというので一気にどんと減らしたりしたことがたまにあったと思いますが、今、評価疲れという、これは双方にありまして、もっと重点

的に攻めていきたいというか、積極的にいろいろ意見を交わしたいというところにより時間がとれるという意味で、決して減らすのは悪いことではないと思います。

○山田副会長 報道広報課さんは、その上の「わかりやすい表現による印刷物の作成」では残るので、この下の項目が消えても、お話しする機会はしっかり保証されているのかなと思います。

○安岡UD担当課長 失礼いたしました。私が勘違いしてしまっていて、施策群全体というわけではなくて、施策番号4－(2)－③を抜かすということですね。分かりました。失礼いたしました。

○八藤後会長 どうぞ。

○渡部委員 区民委員の渡部です。

いつも報道広報課さんと区議会の評価が大きくずれて、どうしようもなく平均点になるというのをお聞きしているのです、すごく難しいなと思います。ここの評価を分けるような形ができないだろうかというのを私もずっと思っていて、区議会さんと報道広報課さんが分けて評価できるような形にできるのであれば、そういった形に修正できたらいいなと思ったのがまず1つです。

私としては、4月からウェブアクセシビリティが義務化されているので、足立区のウェブサイトも、足立区議会のウェブサイトも、言語は選べるようになっているのですけれども、ウェブアクセシビリティに全部対応できているかというところ、そこがまだ足りない部分はあるなと思っていて、そのあたりも含めて評価できるのであれば、続けて評価するのはありだと思いつつ、今の乖離があるのをどうにかしないとお疲れになるだろうなというのはすごく感じました。

もう一つは、今おっしゃっていた分かりやすい印刷物の作成という項目を私は抜かしてもいいかなと思ったのですけれども、以前のもとは同じように並べられないのですけれども、過去からしばらく5が続けているということでこれ以上、ここは本当によくやっていたらという評価があるというところがまず1点。

もう一つは、わかりやすい印刷物というのが、これから先にそこを特化する必要があるのかどうかというのは、私はすごく懸念していて、どちらかというと印刷物よりも違う形で、印刷物は今後減っていく方向に行くので

はなかろうかというところを含めると、この項目は消してもいいのかなと思っております。

施策が既に5を取っているところという意味では、2－(2)－①とか3－(1)－①も同様に4とか5という高い数字を取っているのです、こういった高い数字を取っているところは、次年度は一度外すというのはありかなというふうに思いました。

以上です。

○八藤後会長 ありがとうございます。

こういう意見を聞くと、それももっともだなというふうに思ってしまうけれども。

1つには、例えば電子情報についても報道広報課と区議会があるということで、もしこれをやるのだったら分けてやるか、あるいは分けたうちのどちらか——恐らく区議会のほうになるんじゃないのかなと思いますけれども——でやるのとか、それから割と安定的に高評価になっているものについては外してもいいのではないのかなというように、具体的には2－(2)－①とか3－(1)－①でしたか、というようなことが出ています。

1個1個決定しないで、まずは意見があれば出し切らせていただきたいというふうに思いますので、これに関連することでも結構ですし、そうでないものでも結構でございます。どうぞ。

○真鍋委員 都市建設部長の真鍋でございます。

私、どちらかというところ事務局寄りの人間なので、あまり言うてはいけないのかもしれませんが、榎野委員と長門委員も新しく委員になりましたので、少し背景だけお話をさせていただきたいと思います。いわゆるユニバーサルデザイン推進会議に基づく推進計画については、かれこれ10年ぐらいですか、私も初期の頃から携わらせていただいたので、ある程度沿革は分かっているつもりでは、途中抜けてしまいましたので。会長、副会長に比べればまだまだ全然です。ただ、今、渡部委員からご意見があったとおりで、10年で少し変容している施策もあると思っております。本質的なことは変わっていないのかもしれないけれども、中身が微妙に変わっている、表現の仕方とかも多分変わりつつあるのではないかなというふうに思っています。

それを踏まえて、いろいろな施策が当然あ

るのですけれども、もともと推進計画をつくったときに、いわゆるユニバーサルデザインに関連することを取りあえずがさっと集めたということもあったので、少し施策に濃淡があるのです。ハードの部分もあれば、ソフトの部分もある。会長、副会長の前と言うのもおこがましいのですけれども、そういう意味では事務局サイドとして考えていたのは、定常的にやっている、ある程度数字目標がはっきりしていて、いわゆる行政内で評価できるものについては、委員さんの手を煩わせなくても中で評価すればいいんじゃないか、それがいわゆる部内評価のほうに移っていると思うのですが。一方で、委員の皆さんにやはり負担がかかっているというところも実は気になっていまして、八藤後先生もおっしゃっていただいたとおりで、議論を深めるとなると、施策が多いとどうしても時間が制約がかかってしまうので、そもそもこの話を……。長くなって申し訳ないのですけれども、この評価をすることによって何が影響するかというところ、できれば次年度の予算とかに足りないところは増やしてもらおうとか、所管が考える時間をあげたいという実は思いがありまして、今1つご意見があったとおりで、評価が高いものについては次年度はやらなくて、評価が低いものについて所管のほうでも少し考えてもらって、かなり力を入れて予算づけするなり、いわゆる推進体制を見直すであつたりとか、そういう時間を取りたいです。長々と話しましたが、何が言いたいのかといいますと、委員さんの評価については少し減らしてもよろしいんじゃないのかなというのが私の考えでございます。すみません。この話を受けて皆さんのご意見を頂ければと思います。

以上でございます。

○八藤後会長 いろいろと補足いただきましてありがとうございました。

皆様、そういうことでございますので、引き続き意見を。はい、どうぞ。

○相澤委員 委員の相澤です。

今お話を伺っていて個人的に感じたのですけれども、4－(2)－③とかをなくすという話なのだと思うのですが、なくすという意見があつたり、くっつけたほうがいいのか、追加したらいいとか、個別で意見がそれぞれあるのだと思うのですけれども、意見がありますよという前提の中で評価させてもらっ

て、評価づけするタイミングでもいろいろ議論するわけなので、その評価づけの中で改廃も含めて、評価点だけではなくて、「次回以降これはこうなんじゃないの？」みたいなところを議論されればいいのか。そこでまた意見として提示させていただければいいのかなと思いました。

以上です。

○八藤後会長 ありがとうございます。

既に話が出ているように、来年度大きく改定されるということになりますので、その下地づくりというか、その情報を整理しておくという意味でも、今のご意見は貴重なご意見かなというふうに思いました。

引き続きいかがでしょうか。

○山田副会長 山田です。

この枠組み自身をディスカッションする機会というのはそんなになくて、「それは令和7年にすることなので」と去年も言われました。それで、また今日の機会が巡って来ているのですよね。

先ほど渡部委員からもあったように、例えば「わかりやすい表現による印刷物の作成」という印刷物そのものに対する評価をしたり、電子情報作成ということで、それについての話はあるのですが、そもそも情報発信の方法だとか区民が情報を受け止めているということに対する評価だとか、そういうことを本来は評価軸の設計として評価の対象にすべきであって、現実的な効果、目的の部分ですよね。その手段としてつくられた項目がこれでよろしいかという審議だけやっていると、なかなか本質の話には入りにくいのだろうなという感想を持ちます。

そういったことを先ほどのように評価対象は「印刷物」だけでいいのかなとか、そもそもこういうふうに報道広報課さんと区議会の事務局さんという相当性格が違う事業を同じ評価対象として扱うことによって、実際何をやっているのか、どう評価されているのかが見えにくいような状況で区民の皆さんが見られるように評価結果が出てしまう。あまり細かいことは見てくれませんかからね、例えば区民が興味あると思っていたとしても。というような、評価対象や評価軸、表の枠組み自身が妥当かどうかという疑義を問っているのが今で、前回の会議での、評価の枠組みは妥当かという意見も同じですね。

ということで、ここの話は数年やっている状況です。それが変わらなくて、またもう一回というと、「同じことをもう一度言いますが」みたいな感じになる気はしています。

以上です。

○安岡UD担当課長 事務局になります。

先ほど言ったように、抜本的な改正については7年度に皆様の会議を含めてやりたいと思っているのですけれども、今回の中でも、資料8の記入表の裏面の2番目の項目に「その他」というところがありまして、様々なご意見とかを書く欄があります。皆様の意見を自由に書くことができますので、先ほど渡部委員が言われましたとおり、事業別、各所管別になっていますので、その旨を書きいただくことも可能ですし、評価の根本的なことも書けるようになっていきますので、ちょっと物足りないかもしれないですが、こちらに書くということもできると考えております。

○山田副会長 今は、切り取られた項目ごとについて協議をしていますけれども、そもそもこの切り取り方、整理の仕方自身に対する意見表明は、このタイミングでしか大体できません。評価のタイミングでは、この横串の丸1個に対して評価をしていくことになるので、評価軸や評価項目の置き方の話はできないですね。つまり、項目間に関する調整のタイミングではなくなるという意味です。

○八藤後会長 ちょっと横から口を出しますと、資料5-1ですけれども、「しくみづくり」の下から3つが黄色くなっていますが、これは情報をどういう表現で分かりやすく出すか、あるいはメディアによって、紙だったり、電子だったりする違いがあるのですけれども、これが全部、報道広報課というところが関わっているわけですね。

そうすると例えば、そこの課に一括して、関係する災害とか都市建設のほうも含めて報道広報課のほうで一括してまとめたいただいて、一つの分かりやすい表現でフレンドリーな情報発信ができていくかというのを一括して審議するという方法もあるのかなと思った反面、あまりこの項目を今年いじらないほうがいいのか。今、私がちょっと言ったようなことは、大改正のときにこの項目が、例えばここに「ひとづくり」「くらしづくり」とかいろいろありますけれども、「情報づくり」なんていうのがあっていいの

かどうか分かりませんが、そういうような項目が多分変わってくときに話し合われることなのかなと。すみません。自分で言っておいて自分で引っ込めてしまいましたけれども、そういうこともあるので、この大枠は今年変えなくてもいいのかなというふうにはちょっと思うところではあります。

ということで、いろいろな角度から意見が出てしまって少しごちゃごちゃしてきましたけれども、どうぞ。

ここで意見を打ち切ったわけではございませんが、ちょっと整理しますと、どうでしょうか。まず4－(2)－③を削るということについて、あってもいいというか、そういうこともちょっと出ておりますが、副会長どう思われますか。

○山田副会長 今年度からウェブアクセスの話も出たとして、それって恐らく、今年度対応していることでして、それは今回、7月に行う(昨年度の事業の)評価には関係ないわけですね。それは次年度やったほうが効果的なんだと思います。というようなこともありますし、今こちらからは、この枠組み自体が、もう少し実態がつかまえられるようにですとか、そもそも論の話がうまくできるような体制ができればいいと思いますというような意見としてお伝えをしました。それを受け止めていただいたら、私としては今年度はこの評価が、あまり変化もないと思いますし、申し上げられることもないと思いますし、タイミングが来年度のほうがより適切な意見が言えるんじゃないかということで、今年度は不要だと私は思います。

以上です。

○八藤後会長 渡部委員、いかがですか。

○渡部委員 山田先生のおっしゃるとおりだと思います。ありがとうございます。

○八藤後会長 1年ずれがあるんですね。時々私もその辺がごっちゃになってしまうのですけれども、いかがでしょうか。

ということになりますと、まとめるということと随分簡単になってしまいますけれども、4－(2)－③については、増やしたけれども、今年度は元に戻すというか、なくしてもまずはいいいのではないかとということでございますね。ほかについては現状維持ということになりますか。せっかくしたのだから、いろいろ変えたいという気持ちはあるのですけれども、前向きな意味で現状維持ということでは

いかと思いますが、ご意見がなければそのように、項目については4－(2)－③を削るということだけに変化点で、あとは昨年どおりということで……。

○山田副会長 今、4－(2)－②も要らない……、十分やっただいているというお話がありましたけれども、どうですか。

○八藤後会長 それは何うのを忘れていました。印刷物のほうですね。

○山田副会長 そうです。

○八藤後会長 これも併せて今年なくしてもいいんじゃないかなと。

○山田副会長 今年はいいいんじゃないですかね。「印刷物の仕組みそのものをPDF配布とかで替える可能性はありますか」みたいなディスカッションの機会になるのだったらとは思いますが、そういう感じにならないですよ。

○八藤後会長 今年の評価ではないと思いますね。ちょっと論点が変わってしまいますので。

○山田副会長 そうしたら、もう十分取り組まれているので、今年度は評価対象とせずでよろしいんじゃないですかね。

○八藤後会長 ということで、もう一度言います。4－(2)－②と4－(2)－③、これを今年度の評価からはなくしてもいいんじゃないのかなと。あとはこのままというところになっていますが、皆様いかがでしょうか。

もしよろしければ、これで決定したいと思います。

(各委員より、異議なしの了承)

○八藤後会長 では、ご同意いただけたということで、今度やる評価では4－(2)－②と4－(2)－③を削除、それ以外は今までどおりということで進めさせていただきます。

事務局のほうは特によろしいですか。

○安岡UD担当課長 了解いたしました。

○辻井UD担当係長 事務局の辻井でございます。

一言だけ申し添えさせていただきます。委員評価を今回抜かすということであっても、自己評価はしっかりと行って、皆様に報告してまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○八藤後会長 ありがとうございます。

忘れかけていた方もいらっしゃるんじや

ないかと思いますが——自分のことですから——これはあくまでも我々が評価する項目ということであって、庁内ではきちんと評価されるということは変わらないということでしたね。補足ありがとうございます。

審議・承認事項（４）評価部会における委員と施策・事業の振り分けについて

○八藤後会長 では、次にまいりたいと思います。

続きまして、審議・承認事項（４）の「評価部会における委員と施策・事業の振り分けについて」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○安岡UD担当課長 続きまして、評価部会における委員と施策事業の振り分けについて説明させていただきます。

資料６をご覧ください。こちらは、僭越ではございますが、事務局で作成いたしました振り分け（案）になります。

なお、毎回お伝えしておりますけれども、両方の部会に委員として参加することは可能ですが、誠に恐れながら、謝礼については２つの部会にご参加されても１回分となります。

次に、資料７をご覧ください。こちらの資料は、全６ページにわたる施策・事業評価要領の案となっております。それぞれ資料の下の方にページ番号を振っておりますので、ご確認をお願いいたします。

では、資料７の施策・事業評価要領（案）の１ページをご覧ください。こちらは施策・事業評価シート１の見方についての説明になります。各所管が実施した個別事業の実施計画に対するそれぞれの実施値Ａと、計画目標に対するその達成率Ｂを表示したのになります。

次に、施策・事業評価要領（案）の２ページをご覧ください。施策・事業評価シート２の見方のご説明になります。こちらは各所管が実施した事業に対する自己評価が記入してあります。一番左側のＣ欄が施策内容に対する１年間の実施状況、Ｄ欄が実施した事業に対する効果や貢献度、Ｅ欄が実施結果を踏まえた各所管の考え方や取組方針、Ｆ欄が過年度に委員からのご意見を受けて改善した内容等になります。

これらのシート１とシート２をご覧の上、

４ページの評価記入法の記載方法をご参照いただきながら、各施策・事業の事前評価をお願いいたします。また、各項目の評点と総合評価については、それぞれ０．５点区切りの９段階でおのおの点数をつけていただくことになります。

また、６ページには評価の着眼点について記載しております。

さらに、資料８ですけれども、こちらが皆様にご記入いただくことになる「施策・事業の事前評価記入表」の様式（案）となっております。

なお、１０月に行われます評価部会では、評点者のお名前を伏せて分からなくした記入表の冊子と評点結果を一覧表にまとめた資料をご提示する予定となっております。

説明は以上となります。

○八藤後会長 ありがとうございます。

初めての方もいらっしゃると思いますので、よく分からないところもあるかとは思いますが、１回でもやっていると、ああ、これのことかなということでは多少はお分りになるかもしれませんが、これについて今改めて説明がありましたが、何か皆様から意見やご質問等があれば伺いたいと思います。

念のため確認ですけれども、今説明いただいた資料のＡ３判の横の大きいもののＦ欄の一番下の網かけのところですが、「通年度」と書いてあるのは「過年度」の間違いですね。

○安岡UD担当課長 失礼いたしました。「過年度」の誤りになります。申し訳ございませんでした。

○八藤後会長 自己評価というのは、区の職員の方が自分の部課について評価をするという意味です。こういうものがお手元に来たら、それについて以下のような評価をしていただくという流れになっております。私がわざわざ言うことではないのですけれども。

特になければ、これで進めさせていただくということではよろしいでしょうか。

では、特にございませんようですので、引き続きこれにてよろしくお願いしたいと思います。

特に事務局からコメントはございませんか。

○安岡UD担当課長 先ほど言いましたとおり、どちらの評価部会にも出席することが可能ですので、１０月前の開会のお知らせのときに、両方出席される方のご希望とかをお

聞きする予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

○八藤後会長　そういうことでございます。それでは、今年度の第一評価部会のメンバーについては、私が申し上げますか。資料6ですね。

○安岡UD担当課長　資料6が今回お願いしております第一評価部会、第二評価部会の委員の構成となっております。

○八藤後会長　読み上げませんが、第一評価部会の筆頭に八藤後が書いてあります。第二評価部会は山田部会長ということで書いております。皆様方のお名前を確認していただけますでしょうか。

ということで、よろしゅうございますでしょうか。

再三申し上げて申し訳ないのですが、自分の名前のある評価部会以外のもう一つのほうに出ていただくのは大いに歓迎だと思いますので。

なぜ2つに分けたかという経緯を申し上げますと、全部を丸1日かけてやるのは非常に委員の負担が大きい。事前にも宿題があって、紙で書いて出さなきゃいけないわけですよ。それを考えると、本当はみんな評価してもらいたいのですが、なかなかご負担も大変だろうということで2つに分けて役割を分担していただいたという経緯がございます。

では、この部会名簿（案）を部会名簿として進めていきたいということでよろしゅうございますでしょうか。

（各委員より、異議なしの了承）

○八藤後会長　ありがとうございます。

ちゃんと確認をしておいたほうがいいんじゃないかと副会長から進言がありましたので、私から念のため申し上げたいと思います。

第一評価部会ですが、資料5-1で申し上げますと、2-(1)-①、2-(2)-①、3-(1)-①、3-(2)-①、3-(3)-①、3-(4)-②ということで6つになります。

第二評価部会が、上から1-(1)-②、1-(2)-①、その下の1-(2)-②、1-(3)-①、ちょっと飛びまして2-(3)-①、その下の2-(3)-②、ずっと飛びまして4-(1)-②、そして最後に4-(3)-①ということで、山田副会長に書いていた

だいたいのですが、よろいでしょうか。事務局もそれでお間違いないでしょうか。

○安岡UD担当課長　確認いたします。資料5-1をご覧くださいませでしょうか。

第一評価部会がハード面となりまして、一番左の柱の項目で言いますと、「くらしづくり」と「まちづくり」の真ん中の施策番号が2から始まるものと3で始まるものになりまして、評価については黄色い部分が全て残るとい形になるので8項目という形になると思います。

第二評価部会がソフト面という形になりまして、柱で言うと「ひとづくり」と「しくみづくり」になりまして、先ほど「しくみづくり」で2項目削除いたしましたので6項目という形になると思います。

○山田副会長　「くらしづくり」の2-(3)-①と2-(3)-②の「だれもがくらしやすい製品を普及させる」、ここは第二評価部会のほうでやっているの、「くらしづくり」が2つに分かれるのですね。

○真鍋委員　先生がおっしゃるとおりです。合っています。

○安岡UD担当課長　失礼いたしました。

○真鍋委員　第二評価部会が8つで、第一評価部会が6つになるのですね。

○安岡UD担当課長　そのとおりです。

○真鍋委員　そごがないように、第一評価部会、第二評価部会の皆様には、今割り振った内容で資料を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○八藤後会長　ということでございまして、一応委員の皆様方は把握していただいたと思いますが、事務局から関係の資料が送られてきますので、間違えることはないと思います。

報告事項(1)「事業者による合理的配慮の提供」の法的義務化を受けた区施策の状況について

○八藤後会長　ということで、さっきちょっと進みかけた報告事項(1)「『事業者による合理的配慮の提供』の法的義務化を受けた区施策の状況について」です。事務局から説明を願います。

○辻井UD担当係長　続いて、事務局の辻井でございます。

報告事項についてご説明します。少し時間に余裕がありますので、ちょっと長めには説

明させていただきたいと思います。

まず資料の説明に入る前に、報告事項の経緯といったところを簡単にお話しします。

こちらは前回、36回の推進会議で質問を受けて整理をしたものということになっております。この質問というのが何かということではありますと、前回、竹ノ塚駅の高架下のテナントといったものをはじめとする民間施設の建築・改築・改修などの際に、ユニバーサルデザインあるいはバリアフリーに関する区からの助言とか指導といったものが制度上あるいは法令上できないかというような話題がありました。そこから、この後説明する障害者差別解消法における合理的配慮の提供というものが4月1日から法的にも義務化されるタイミングでして、民間事業者に対してどのような指導が及ぶのか庁内で一旦整理させていただいて、今回の推進会議で報告させていただくというものでございます。

ということで、ちょっと前置きが長くなりましたが、資料9についてご説明いたします。お手元の資料、またはスクリーンをご覧ください。

表の面は合理的配慮の提供の法的義務化に関する背景を簡単に記載したものでございます。①と②の2つにありますように、障害者差別解消法が改正されまして、この4月1日から事業者による障害のある方への合理的配慮の提供が義務化となりました。実は、もともと東京都では条例で既に義務化にはなっている状況ではあったのですが、今回、法律で全国的にも法的義務化になりましたので、これに合わせて区としても一層の啓発をしているところでございまして、例えば区の「あだち広報」で例示を用いてご案内したような状況となっております。

続いて、③と④につきまして、合理的配慮の提供というのは、過重な負担にならない範囲で事業者が実施されるというところではありますが、これに反する行為を繰り返すなどした場合、行政機関から報告を求めたり、助言・指導・勧告を受けたりする場合がありますというふうに国のほうからも示されております。

この「過重な負担にならない範囲」というのが何なのか、要は何が「過重な負担」になるかというのは、配慮を受ける側と提供する側の双方の建設的な対話に基づくものとさ

れているということでございます。

こういった状況がある中で、区の施策がどのように整理されているのかというところで、資料9の裏面にございます一覧の表のとおり整理してございます。

先ほど申し上げたところの繰り返しにはなるのですが、今回、民間施設・店舗などの事業者の建築・改築・改修等に関する助言や指導について、差別解消法における合理的配慮の提供の観点からどこまで及ぶのか、そこを主眼に置いて整理させていただいています。ですので、この表では審査・指導・助言、あるいは補助金とか周知啓発というように分けてお示ししているところでございます。

まず表の説明をさせていただきますと、左側2つが「審査・指導・助言」に関するところでございまして、一定規模以上の施設について、東京都の条例、足立区の環境整備基準に基づいて民間事業者による事前協議を実施してございます。ユニバーサルデザインへの配慮に関する助言・指導を行っているのですが、強制力があるというものではなくて、要請にとどまっているのが実情でございます。

小規模の施設については、建築審査事務において、基準等を遵守していることを前提に審査や指導を実施しております。

下のほうに直近の対応方針として記載しているのですが、まだ制度的なところは示させてはいないのですが、誰もが利用しやすい施設になるように、区としては、できる限り配慮するように、合理的配慮の例示などを用いて一層事業者に向けていくような状況がございまして。

基準を遵守するというのは当然ではあるのですが、施設の面で言えば、基準をさらに上乗せした望ましい整備というのがガイドラインとかマニュアルなどで示されている状況でございまして、それをまず知っていただくということも重要だと考えてございます。

続いて、表の右から2列目、「補助金」の話でございまして。区では民間事業者へのバリアフリー改修に対する補助制度がございまして。対象となるのは不特定多数の方が利用される施設「特別特定建築物」というものがありまして、バリアフリー地区別計画の策定区域内に補助している状況でございまして。

これの直近の対応方針としては、事業者に対してさらに活用してもらうように促して、

併せて普及啓発を行いながら取組を支援してまいります。

続いて、一番右の列でございまして、「周知啓発など」についてご説明します。「あだち広報」でご案内したほか、合理的配慮の案内冊子（リーフレット）を２種類購入・配架しているところでございます。

これに関して検討事項がありまして、事業者をはじめ配慮を提供する側への周知が必要なのはもちろんなのですが、障がい者側も差別解消法とか合理的配慮の趣旨を知っていただくということも重要と考えております。そのため直近の対応としては、区内の事業所に向けた説明会の開催も含めて、どのように周知を進めていくことが効率的・効果的か検討して実施していく状況でございます。

今説明したのが、あくまでも現状の整理ということになってございますが、これで終わりということではなくて、ここの推進会議でも皆様のご意見とか知恵をお借りしながら、特に施設の面で事業者に対する一層のアプローチ方法を模索していきたいと考えている状況でございますので、ぜひご意見等を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

すみません。長くなりましたが、私からは以上でございます。

○八藤後会長 ありがとうございます。

ちょっと釈迦に説法というか、恐縮でございますけれども、私なりの解釈をすると、条例とか国のバリアフリー法とか、そういうものに対象じゃなかったような小規模な施設などについても、今までは「対象じゃないからやっていません。それで構いません」ということで、変な話ですけども、ある区では、ある店舗が非常に対応が悪かったので、区にそのことを言ったのだそうですけれども、区としては、根拠法がないということでどうにもならないということで障がい者の人は怒っていましたけれども、ある程度根拠法があるということなので、少しにそれに関わることができるというか、お仕事が増えるわけですけども、じゃあすごい強制力でやれと言うのかというと、そういうことではなくて、できる限り両者の話し合いで合理的なところで、これは私の言った言葉ではないですが、「妥協点を見つける」ということを言っていた大学の先生がおりますけれども、そういうところで、両者が話し合いをした上で妥協点を

見つけていくということを推奨していくということで……。ということは、法律に書いてあるからやるとかやらないじゃなくて、障がいを持っている当事者も、これにかなり参画する必要があるというか、意見を何も言わなければ何もよくなるというようなどころもありますので、「区内の障がい者側も制度の趣旨を知っていただくことが重要」とさらっと書いてありますが、これはすごく大事なことなんじゃないかなと思いました。ちょっと余計なことを付け加えてすみません。

ということで、今のご説明などについてご質問等があれば受けたいと思います。どうぞ。

○真鍋委員 都市建設の真鍋でございます。

事務局から先ほど説明がありましたけれども、お名前を言って恐縮ですが、前回、金子委員からも問題提起がありまして、八藤後会長が言われたことも全くごもっともであります。法律を守ればいいということでは本来ないと私どもも思っております。

区役所として何ができるかという話になるのですが、ハード・ソフトの面、両方あるのですけれども、例えばハードの面で言えば、役所っぽい言い方をすると、ある基準を、いわゆる横出しとって対象範囲を広げることと、あとは上乗せ規制といいまして、今ある一定水準、もうちょっと上の基準を独自に定めるということが両方考えられるのですね。

ある一定の規模であれば、当然基準は守るということと、公共施設の整備に当たっては、金子委員にも様々ご協力いただいておりますが、当事者団体のご意見を聞きながら建物の設計に反映させて、それを具現化していくということは今までもやってきましたし、これからもやっていこうと思っています。ところが民間になってしまいますと、いわゆる行政としてガバナンスというか、手を伸ばす範囲がやはり限られてきてしまうところが正直あります。

ただ、今回事例であったのは、実は今月23日に竹ノ塚の高架下にエキア竹ノ塚という商業施設がオープンするのですが、それが一例で出てきたところです。たまたま事業者である東武鉄道と行政の関係で様々な面でまちづくりをやっていたので、お話しする土壌があったのでできたということがありますが、これが全く何もない、いわゆる民間のデベロッパーさんがやるという話になっ

てしまうと、区とのパイプが何もないので、「いや、それはなかなかできませんね」というので話が正直終わっちゃうのが、私が今まで仕事をしていた中というか、こういうことがさんざんありました。じゃあ規制をかければいいんじゃないかという話になるのですが、それでも、それもなかなか簡単にいかなくて、最近の建築物に関しては、環境であったりとか省エネであったりとか、いろいろな要素が反映されるようになってきているので、コストの面から言うと、事業者さんに過度な負担はさせられませんねという相反するところがあるのです。

話をまとめますと、今回のユニバーサルデザインの考え方とすれば、年齢とか性別とか障がいのあるなしとか関係なく、誰もがきちんとできるという世の中をつくっていくことが重要ですので、もしかすると啓発で済むことなのかもしれませんが、やはり世の中の意識をきちんとそういう方向に向けていかないと、なかなか一朝一夕では解決しないかなと思っています。

今日は長門委員も来てもらっていますけれども、障がい施策の部分もそれについては意識は持っておりますので、先ほど事務局から話がありましたとおり、こういう場を通じて様々なご意見を頂きながら、施策に反映できるものがあればひやっしていきたいと思っております。

すみません。長くなってしまいましたが、以上でございます。

○八藤後会長 大変よく分かりました。補足ありがとうございます。

ということで、大分変わるんじゃないかなというふうに思います。

それから、この事業評価の中でも、これは私が関わっていましたが、これは「民間建築物のユニバーサルデザインの誘導」というのが、段階的に上がってきてはいるのですけれども、ほかのものが目覚ましく、がっとなら数年で上がっているのに比べると、ちょっと歩みが遅いというのは今までの感じではあったのですけれども、この先これがどういうふうに展開していくのかなというのは、期待するだけでなく、関わっていききたいというふうに思っております。

いかがでしょうか。ご感想かご意見で結構です。

○金子委員 障害者団体連合会の金子です。

今、会長と部長さんがいろいろ説明していただいて、それでいいと思うのですけれども、5月23日ですか、竹ノ塚駅の高架下に24店舗がオープンするのですよね。オープンした後、施設設備的にこちらが要望していたものがどの程度実現しているのかなというのが楽しみではあるのですけれども、部長さんが言われたように、東武の担当課長2名が私たちの要望を聞いていただいて、そういう場があったからこそ、その結果がどうなのかなという意味での楽しみなのでもう、いずれにしても、区がお金を出す・出さないに関係なく、それこそどんな方でも使えるようなものにするために障がい者関係者との話し合いの場を持ってほしいということは、原則というか、そういうふうにしてほしいと思うのですよね。それが1つです。

それから、資料9の裏面の補助金のところでの質問ですけれども、初めて私は知ったのですが、事業費の3分の2を補助。補助要件がバリアフリー地区別計画の中での特別特定建築物。これは具体的にどんなものなのか、分かる範囲で教えてほしいのですけれども。○辻井UD担当係長 ご質問ありがとうございます。事務局の辻井からご説明します。

まずバリアフリー地区別計画の話、それから特別特定建築物の話を2つに分けてご説明します。

バリアフリー地区別計画というものは、区のほうで、まちの面的一体的なバリアフリー化を特に進めるために、多くの事業者プラス障がい当事者、高齢者とかお子様連れの方とか、そういった利用者の皆様と一緒に計画をつくるところでございます。

これは、いろいろなバリアフリー化が必要な中で特に重点的に行うということ計画としてお示ししていますので、ここではバリアフリー地区別計画の策定区域内ということに、民間の店舗とかそういったところも重点的にバリアフリー化を進めていくという趣旨もありまして、区がつくっているところの区域内に補助の要件として設けさせていただいている状況でございます。

続いて、不特定多数の方が利用される施設「特別特定建築物」がどういふものかということなのですが、バリアフリー法の下に規則がございまして、そこの中で例としてお示しされているのですが、説明したとおり、不特定多数の方が利用されるということで、飲食

店とかそういったものはもちろんなのですが、例えば銀行とか病院とか福祉施設といったものもあれば、公共的なものだけではなくて、民間の要素が強いような今申し上げた福祉施設というものも該当するところでございます。

ここは面積要件が決められているものもあるのですが、東京都においては、面積要件なく今申し上げた特別特定建築物の施設が法的な扱いとなりますので、補助金についても、申し上げた小規模な飲食店とか物販店舗とか、そういったものも対象となるような状況でございます。

バリアフリー法の特別特定建築物を調べると非常に難しい言葉でいろいろと羅列されているので、それを分かりやすく説明するのも若干難しいところではあるのですが、一応我々としてはそのように認識しております、特にファミリーレストランとか、そういったところも積極的にこういった制度があるということをご案内して、使ってくれないかなというようなこと働きかけている状況ではございます。

事務局からの説明はここまでとさせていただきます。また質問がありましたらお願いしたいと思います。以上です。

○金子委員 今まで区としてこの補助制度を交付したことはあるのですか、実績として。

○辻井UD担当係長 事務局の辻井でございます。

実績としてはございまして、病院と金融機関とドラッグストア、そういったところには補助させていただきました。

ただ、これは1件1件の金額が、区の補助については数百万ですが、事業費の3分の2ということで払っていますので、実際に民間事業者が500万以上の金額をかけてバリアフリーの整備をして、それに対して区が数百万補助しているという状況でございます。

今申し上げたのはスロープとか点字ブロックの整備、車椅子使用者の方がお使いになることを想定した車椅子利用者の駐車場、バリアフリースイールの整備といったところに補助をしている状況でございます。

規模が大きめなところが多いのが現状ではありますので、今後はもう少し、ちょっとしたスロープなんかでも使っていただけるようにというのは、なるべく我々からも事業者に働きかけたいとは思っている状況でござ

います。

以上です。

○八藤後会長 よろしゅうございますか。

○金子委員 はい。

○山田副会長 これはあくまでもバリアフリー改修なので、例えば「一般のものだったら10万円ぐらいの什器なのだけれども、バリアフリー設備にすると20万かかるんだよね。その差額10万円をどうにかしてくれる？」みたいな設置するときの話というのには特にサポートはなくて、バリアフリーにするよという既存のものの改修のことだけが対象なのですね。

○辻井UD担当係長 事務局の辻井でございます。

細かい話をしてしまうと、バリアフリー地区別計画に記載している建築物の特定事業で具体的な事業が書いてあるものをやる場合も補助の対象にはなりません。その事業というのは、実は新設も一部含まれていますので、そこについては補助することができます。それ以外は、基本的には既存の店舗の改修になりまして、既存の店舗の改修の場合は、バリアフリーの計画に具体的に書いていないところでも実は対象ですので、まちを重点的にやりますと言っているような区域の中であれば改修に関しては補助ができる。ただ、新築については、分かりにくいですが、地区別計画に具体的に書いてある事業というのが、対象で区の補助の制度というよりも、実は国土交通省の制度に区が一緒になってやっているという現状があります。ですので、シンプルなメニューになっていなくてすみませんが、そういう状況です。

○山田副会長 とても大変だと思うのですが、シンプルに伝えるには。周知啓発のところには、恐らく「民間事業者さん、こういうのがありますよ、いかがですか」ということも入っていかないと、きっと難しいのだろうなというふうには思います。

足立区内の「設備が古くなってきたからどうせ改修するんだよね」みたいに思っている小さい飲食店の方とかが、その情報を知ったら、「この際だからバリアフリーに改修しよう」というふうに思っていたらとてもよろしいわけですね。ですので、ご負担かとは思いますが、この補助制度に関する周知啓発もぜひ進めていただければと思います。

以上です。

○八藤後会長 とても大事なことです。知らなければ何も使えないということです。なおかつ今分かりにくいというのがありましたので、そこを分かりやすくどう周知できるかというところが腕の見せどころだというふうに思いますし、これもそのうち我々が評価することになるのでしょうか。ということで、我々も注目していきたいと思います。

ちなみに補足ですが、特別特定じゃない特定建築物というのは、不特定多数じゃなくて特定多数、つまりメンツがいつも一緒か、メンツが全然違うのかということで、一段下の特定建築物はメンツが同じという意味で、例えば学校などというのは、多数が使いますけれどもメンツが同じなので不特定ではないのです。というふうに学生には覚えろと言っています。失礼しました。

この際ですから、いろいろ聞いておいていただいたり、あるいは今みたいに積極的なご意見、ご進言というか、「こうしてください」みたいなものを言っていただくいい機会じゃないかなと思います。——よろしゅうございますか。

では、今日、区の方にご発言いただいた内容などにつきまして、どのように実施されていくのかというの、我々のほうで見させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

では、よろしいでしょうか。

全般的に何かございますか。いいですか。

以上で本日の議事については終了いたしました。

次回は、資料3の年間スケジュールにありますとおり。第一、第二の評価部会を10月9日、10日に実施する予定ということで、よろしく願いいたします。これは半日ずつぐらいでしょうか。あるいは午前とか午後とか決まっているのでしょうか。

○安岡UD担当課長 基本的には午後に両日とも予定しております。

○八藤後会長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、司会進行を事務局にお返しいたします。

○安岡UD担当課長 八藤後会長、ありがとうございました。

お話をありがとうございました。次回は10月9日、10日に第一、第二評価部会を開催いた

します。その前に皆様には、ご苦労いただくのですけれども、事前評価という形で、7月前後に郵送させていただいた資料に事前評価のご記入をご依頼させていただく予定でございます。

本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、ユニバーサルデザイン推進会議にご出席いただきまして、ありがとうございました。

なお、お車でお越しの方は、駐車券をご用意しておりますので、お帰りの際に事務局までお申し出ください。

これにて第37回足立区ユニバーサルデザイン推進会議を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会